平成２４年（フ）第１９４号
釧路市材木町３番33号　ロッヂングハウス城山316号室、申立時の住所釧路市若松町５番12号　対馬美佐子方
債務者　野村　重則
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０４１号
東京都立川市錦町１丁目６番16号豊田ビル２F
債務者　小川　安男
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４１３号
静岡県浜松市中区蜆塚４丁目13番７号Ａ
債務者　大城　昌子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４３２号
静岡県掛川市亀の甲１丁目16番８号　山田ハイツ203号
債務者　鈴木　郁旭
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
静岡県浜松市中区泉２丁目13番14号　シャイニーハイツⅡ103、前住所静岡県浜松市南区楊子町153番地の５
債務者　伊藤ひとみ
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４０６号
栃木県下都賀郡壬生町寿町１番16号、前住所栃木県下都賀郡壬生町幸町１丁目１番１―205号　雇用促進住宅
債務者　安藤久美子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４４号
栃木県宇都宮市中戸祭１丁目11番20号　朝香ハイツＡ―102、前住所栃木県宇都宮市今宮１丁目25番４号
債務者　髙野　昌訓
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３２号
栃木県宇都宮市越戸１丁目14番26号
債務者　福本　和泰
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３６号
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井508番地５堀内３号、前住所茨城県笠間市石井778番地ブリーズヒル石井103
債務者　植　　文江
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３９号
栃木県鹿沼市茂呂2528番地６　北野ハイツ201、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字上稲葉218番地
債務者　伊藤　敏子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４０号
栃木県宇都宮市錦２丁目10番１号　ナイスロイヤルビュー錦608号室、前住所栃木県宇都宮市若草２丁目３番33号　若草職員住宅Ａ303
債務者　大野　美保（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４５号
栃木県宇都宮市下欠町894番地２
債務者　林　　宏至
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４６号
栃木県宇都宮市下平出町1213番地、前住所栃木県那須塩原市下田野424番地33
債務者　片股　初枝
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４９号
栃木県下都賀郡野木町大字野渡955番地１
債務者　林　美智子（旧姓石井・播田實）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係